

行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 申請に対する処分（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 不利益処分</p> <p>第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 聴聞（第十五条―第二十六条）</p> <p>第三節 弁明の機会の付与（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第四章 行政指導（第三十条―第三十六条）</p> <p>第五章 処分等の求め（第三十七条）</p> <p>第六章 届出（第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第五章までの規定は適用しない。</p> <p>一 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする行政指導</p> <p>二 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導</p> <p>三 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>四 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる行政指導</p> <p>五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 申請に対する処分（第五条―第十一条）</p> <p>第三章 不利益処分</p> <p>第一節 通則（第十二条―第十四条）</p> <p>第二節 聴聞（第十五条―第二十六条）</p> <p>第三節 弁明の機会の付与（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第四章 行政指導（第三十条―第三十五条）</p> <p>第五章 届出（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は適用しない。</p> <p>一 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする行政指導</p> <p>二 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導</p> <p>三 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>四 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる行政指導</p> <p>五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法</p>	

一律第二百六十一号)第三条第一項に規定する地方公務員をいう。
以下同じ。)又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に
關してされる処分及び行政指導

六 専ら人の学識技能に關する試験又は検定の結果についての処分
七 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の
規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とす
るものに限る。)及び行政指導

八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に關わる事象が
発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれ
らの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上
直接に与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指導

九 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要
な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁
決、決定その他の処分の手続又は第三章若しくは行政手続法第三
章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見
陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指
導

2
(略)

第四条から第二十九条まで (略)

第四章 行政指導

第三十条から第三十二条まで (略)

(行政指導の方式)

第三十三条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政
指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許
認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得
る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さな
ければならない。

一律第二百六十一号)第三条第一項に規定する地方公務員をいう。
以下同じ。)又は公務員であつた者に対してその職務又は身分に
關してされる処分及び行政指導

六 専ら人の学識技能に關する試験又は検定の結果についての処分
七 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の
規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人と
するものに限る。)及び行政指導

八 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象
が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこ
れらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例
上直接に与えられたその他の職員によつてされる処分及び行政指
導

九 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要
な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁
決、決定その他の処分の手続又は第三章若しくは行政手続法第三
章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見
陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指
導

2
(略)

第四条から第二十九条まで (略)

第四章 行政指導

第三十条から第三十二条まで (略)

(行政指導の方式)

第三十三条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政
指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許
認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得
る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さな
ければならない。

許認可等の権限
を行使し得る旨を
示すときに、根拠
条項等示さなけれ
ばならないことを
規定するもの。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならぬ。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十四条（略）

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
二 前号の条項に規定する要件

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならぬ。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十四条（略）

行政指導を受け
た者が、行政に再
考を求める申出を
条例上の手続とし
て位置づけるもの。

3| 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第三十六条 (略)

第五章 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2| 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3| 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第六章 届出

第三十八条 (略)

第三十五条 (略)

第五章 届出

第三十六条 (略)

住民が法令違反の事実を発見した場合に、行政に対し適正な処分及び行政指導を求めるための条例上の手続を定めるもの。